

## 「信用金庫取引約定書」改定のお知らせ

平素は、にいかわ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、電子記録債権に関する業務の取扱開始とともに、お客さまとの融資取引の基本約定書である「信用金庫取引約定書」を平成25年2月18日付で改定いたしました。

また、新しい「信用金庫取引約定書」は、関連する法律の改正、消費者保護の観点から、従来の「差入方式（※1）」を廃止し、「双方署名・双方所持方式（※2）」を採用しました。

つきましては、従来の「信用金庫取引約定書」でお取引いただいているお客さままで、株式会社全銀電子債権ネットワーク（略称：でんさいネット）が提供する電子記録債権サービスの利用申込みをされる場合や、平成25年2月18日以降、新たに融資取引をいただくお客様は、新しい「信用金庫取引約定書」の締結又は、変更が必要になります。

詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

（※1） お客さまが署名・捺印した信用金庫取引約定書を1部作成して当金庫へ差入れる方式

（※2） お客様がいつでも契約内容を確認できるように、お客さまと当金庫がお互いに署名・捺印した信用金庫約定書を2部作成して双方で同じものを所持する方式

平成25年2月

